

苫 消 予 第 2 7 8 号
令和 4 年 1 0 月 3 1 日

関 係 各 位

苫小牧市消防本部
消防長 小野 勝也
(予 防 室 査 察 担 当)

消防用設備等の点検結果報告書の取扱いについて(お知らせ)

平素より、火災予防等各種業務への御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
本市では、消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検報告制度に係る提出書類について、下記のとおり変更しますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

記

1 変更の内容について

「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」(平成16年5月31日 消防庁告示第9号)第4ただし書きの規定により、別記様式第1に点検結果総括表(別記様式第2)及び点検者一覧表(別記様式第3)を添付することをもって足りることとし、各設備ごとの点検票を省略できることとします。

2 次のいずれかに該当する防火対象物のうち、点検最終日から6か月以内の提出が対象となります。

- (1)消防用設備等の点検を実施した結果、全てにおいて不備がないもの。
- (2)点検時に確認した不備事項が、報告までの間に全て是正されたもの。

3 取扱い上の留意点

- (1)消火器が複数設置されている場合は、消火器一覧表(別紙、HP掲載)を添付してください。
- (2)上記2に掲げる要件に合致しない場合若しくは当該結果の詳細を確認する必要が生じた場合等、全ての点検票を提出していただく場合があります。
- (3)不備事項の有無に関わらず、副本には全ての点検票の添付が必要となります。

4 施行年月日

令和 4 年 1 2 月 1 日提出分から実施します。

苫小牧市消防本部 予防室(査察担当)
TEL : 0144-84-5030 / FAX : 0144-84-5037
Mail: shobo-yobo@city.tomakomai.hokkaido.jp